

平成31年4月1日 坂本支所関係人事異動

【転入者】	氏名	転入先	旧所属
	西田 修一	地域振興課長	障がい者支援課長
	本村 隆一	地域振興課総務振興課係	泉建設地域事務所
	橋本 都	地域振興課総務振興課係	会計課
	馬場 恒朝	地域振興課市民サービス係	資産税課
	森崎 伶子	地域振興課市民サービス係	日奈久出張所
	草原 清一	健康福祉地域事務所長	国保ねんきん課課長補佐兼保険税係長
	山本 京子	健康福祉地域事務所	市立病院
	上村 優子	農林水産地域事務所	環境課
	斉藤 美樹	建設地域事務所	東陽建設地域事務所
	皆吉 淳也	建設地域事務所	下水道建設課
	池田 尚武	水道局 簡易水道係長	生涯学習課生涯学習推進係長
	山田 浩平	水道局 簡易水道係	市立病院
	末永 英雄	坂本コミュニティセンター	千丁支所地域振興課

【転出者】	氏名	転出先	旧所属
	橋本 勇二	東陽支所地域振興課長	坂本支所地域振興課長
	本村 龍之介	市民活動政策課	地域振興課
	松村 真樹	生活援護課	地域振興課
	松田 公美	人事課付	地域振興課
	服部 節子	日奈久出張所	地域振興課
	村井 佐知代	東陽支所地域振興課	地域振興課
	上田 信一	障がい者支援課課長補佐	坂本健康福祉地域事務所長
	西 徹	農業振興課	坂本農林水産地域事務所
	鶴本 英一郎	農地整備課長	坂本建設地域事務所長
	田村 聡司	水産林務課	坂本建設地域事務所
	松田 仁人	水道局長	水道局 簡易水道係長
	園田 佳典	退職	水道局 簡易水道係
	中川 力	障がい者支援課	坂本コミュニティセンター

【再任用】	氏名	所属
	梅村 香代子	坂本健康福祉地域事務所

人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをします。また、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権の啓発活動を行う民間ボランティアです。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けており、問題解決のための職務を行うに当たっては、関係者の秘密を守ります。

人権擁護委員による特設人権相談所を開設します

色々な人権問題、家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活全般にわたる紛争や法律問題など、様々な相談に応じています。ひとりで悩まずご相談ください。予約不要です。当日会場へお越しください。

とき：5月31日（金）
 時間：午前10時～午後3時
 場所：坂本支所 2階会議室
 人権擁護委員：萼 珠美 氏、宮崎 広美 氏
 2人で相談に応じます。

《問い合わせ》 地域振興課 ☎ 45-2211



平成31年度坂本町市政協力員校区会議及び校区会総会開催

4月17日（水）、坂本支所会議室において、坂本町市政協力員校区会議及び校区会総会が開催されました。まず、会議に先立って平成31年度から交代される市政協力員さん2名に委嘱状が交付されました。市政協力員の皆さんには、地区住民と行政をつなぐパイプ役として、大事な役割を担っていただきます。

平成31年度から2名の市政協力員さんが交代されましたのでお知らせします。

＜市政協力員名＞ (敬称略)
 坂本西部第1 木下 雄二 → 満山知利
 坂本藤本第1 川口 堯 → 坂川智孝



紙類の分別についてお願い

- 新聞紙と折込みチラシを分ける必要はありませんが、新聞紙・折込チラシ以外の紙類は、混入させないでください。
- ダンボールは止め金等の金属類を取り除き、たたんで板状にして出してください。(厚紙は、段ボールではありません。箱の形のまま出さないでください。)
- 紙パックは必ず洗って、切り開いて、乾かして出してください。内側にアルミ箔が貼ってある物は『その他の紙製容器包装』に出してください。
- 表面をコーティングしてあるものは、燃えるごみに出してください。
- 雨の日は出さずに、次回の資源の日に出してください。
- 文庫本や単行本などは古本屋に相談しましょう。

- ◆【雑誌・雑紙】とは
週刊誌、マンガ本、カタログ、文庫本、電話帳、教科書などの本類市報などの情報誌、コピー用紙、西洋紙、ノートなど
- ◆【その他の紙製容器包装】とは
お菓子、食品、冷凍食品、タバコ、ティッシュ、市販薬、日用雑貨品などの様々な商品を入れるための包装用の箱、包装紙、紙袋など

《問い合わせ》地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212



市税等の納期について

- 5月31日（金）納期限のものは
- ☑国民健康保険税 2期
 - ☑固定資産税 1期
 - ☑軽自動車税 全期
 - ☑介護保険料 2期
 - ☑簡易水道使用料 5月分（4月使用分）です。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。
 ※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212

行政相談のお知らせ

とき：5月21日（火）
 時間：午前10時～午後3時
 場所：坂本支所 2階会議室
 行政相談委員：森上 幸久 氏
 《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎ 45-2212